

議案第 5 4 号

八幡浜市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
八幡浜市手数料徴収条例（平成 1 7 年条例第 6 0 号）の一部を次のように改正  
する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で  
示すように改正する。

改正後				改正前			
(種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(9) (略) (10) 優良宅地造成認定申請手数料 ア (略) イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき <u>140,000円</u> ウ～ク (略) (11)～(15) (略) (16) 開発行為の許可の申請に対する審査				(種類及び金額) 第2条 手数料の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(9) (略) (10) 優良宅地造成認定申請手数料 ア (略) イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき <u>130,000円</u> ウ～ク (略) (11)～(15) (略) (16) 開発行為の許可の申請に対する審査			
区分		単位	手数料	区分		単位	手数料
1 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき	<u>8,900円</u>	1 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき	<u>8,800円</u>
	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの		<u>23,000円</u>		開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの		<u>22,000円</u>
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
(17) (略)				(17) (略)			
(18) 用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可の申請に対する審査 1件につき <u>48,000円</u>				(18) 用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可の申請に対する審査 1件につき <u>47,000円</u>			
(19) 予定建築物等以外の建築等の許可の申請に対する審査 1件につき <u>27,000円</u>				(19) 予定建築物等以外の建築等の許可の申請に対する審査 1件につき <u>26,000円</u>			
(20)～(45) (略)				(20)～(45) (略)			

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市手数料徴収条例第2条第10号、第16号、第18号及び第19号の規定は、この条例の施行の日以後の申請等に係る手数料について適用し、同日前における申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

## 提案理由

愛媛県手数料条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

